

令和4年11月定例会

総務政策常任委員会会議録

令和4年12月5日

場 所 第2委員会室

令和4年12月5日(月曜日)

総務課長 渡邊世津子
財政課長 高妻克明

午後0時59分開会

会議に付託された議案

○議案第31号 令和4年度宮崎県一般会計補正
予算(第8号)

出席委員(8人)

委員	長	日高博之
副委員	長	日高利夫
委員		星原透
委員		中野一則
委員		外山衛
委員		太田清海
委員		井上紀代子
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	松浦直康
総合政策部次長 (政策推進担当)	川北正文
総合政策部次長 (県民生活・サミット担当)	殿所大明
総合政策課長	津田君彦
みやざき文化振興課長	徳山久明

総務部

総務部長	渡辺善敬
総務部次長 (総務・市町村担当)	小牧直裕
総務部次長 (財務担当)	児玉憲明

事務局職員出席者

議事課主査 牛ノ濱晋也
総務課主事 大島采香

○日高委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後1時00分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、部長の概要説明を求めます。

○松浦総合政策部長 総合政策部でございます。よろしく願いいたします。

本日、御審議いただきます議案の概要について御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料をおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

目次でございますが、本日は予算議案、令和4年度11月補正予算案(議案第31号関係)であります。

3ページを御覧ください。

各課の表でございますけれども、一般会計の表の一番下、計の欄を御覧ください。

今回お願いしておりますのは90万円の増額補正でありまして、補正後の額は部全体として273億3,219万7,000円であります。

内容といたしましては、子供の安心・安全対策支援といたしまして、スクールバスへの安全装置の導入を支援するものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。

私からは、以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○日高委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○徳山みやざき文化振興課長 補正予算案について御説明いたします。

歳出予算説明資料の3ページをお開きください。

補正の額は、左から2列目、補正額の欄であります。90万円の増額をお願いしております。

続きまして、5ページをお開きください。

(事項) 私学振興費のうち、私立学校スクールバス安全装置導入支援事業でございます。

内容につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

4ページをお開きください。

1、事業の目的・背景としましては、子供の安全対策を強化するため、私立小中学校の設置者に対しまして、スクールバスへの安全装置の導入に要する経費を補助するものであります。

この安全装置の仕組みを御説明しますと、バス停車後に乗務員が車内を確認し、車両の後方にあります確認済ボタンを押さなければ車外に警報サイレンが鳴って、置き去り防止を支援するといった仕組みを国のほうで検討していると

ころでございます。

2、事業の概要であります。予算額は90万円、財源は全額国庫補助金であり、令和4年度の単年度事業として実施いたします。

3、事業の効果としましては、安全装置の導入を支援することで、子供の安全対策の充実が図られるものと考えております。

なお、その下に参考としまして他部局の状況を記載しております。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

○有岡委員 この装置を導入する台数について、所管する分と、もし分かれば福祉保健部、教育委員会についても参考に教えてください。

○徳山みやざき文化振興課長 まず、私どもが所管する私立小中学校につきましては10台を想定しております。

また、教育委員会ですけれども、特別支援学校につきましては21台、市町村の小中学校につきましては74台が想定されております。

また、幼稚園等ですけれども、児童発達支援事業所や放課後デイサービス事業所につきましては合計424台、幼稚園や認定こども園、認可外保育施設におきましては129台とされております。

○有岡委員 数的には分かりました。ただ、危惧するのは、こういう装置がついているのが当たり前になっていく中で、この中で漏れてしまうスクールバスみたいなのがあって、結局、サイレンが鳴らないから見回りしないという逆のパターンも想定されると、やはり事故が起きる可能性があるわけです。そこら辺はやっぱりサイレンがあるから大丈夫だというんじゃなくて、常に啓蒙、啓発しなければ、こういった事案は

なくならないと思うんです。

そういった意味では、この機械を想定した——例えば機械が故障すれば鳴らないとか、いろんなことを想定して、これだけに頼ってしまわないように指導を徹底していただきたいと思っています。

○日高副委員長 もう一度確認させてください。

この90万円の予算の対象は幾つですか。

○徳山みやざき文化振興課長 対象はスクールバス10台を考えております。

○日高副委員長 10台ですので、1つが9万円ですね。

○徳山みやざき文化振興課長 安全装置がおおむね18万円程度でございまして、その半分程度の1台につき9万円を補助するという形で考えております。

○日高副委員長 もうちょっと具体的にどういうものか教えてください。

○徳山みやざき文化振興課長 具体的には国のほうで考えられておりますのが2種類ございます。

まず、先ほど申し上げましたのが押ボタン方式という形で、車のエンジンを切りまして、乗務員等が確認しながら後ろまで行き、そこで確認できたらボタンを押します。もし、そのボタンを押さずに車外に出たら警報サイレンが鳴るという仕組みです。

あと、自動検知方式というのもございまして、こちらはカメラやセンサーを設置しまして、人が降車した後に、人の動きとか振動があった場合に、車外に対して警報サイレンを鳴らすというものでございます。

○日高副委員長 2種類でどちらになるということはまだ分からないんですか。

○徳山みやざき文化振興課長 選択式になると

考えております。

○日高副委員長 選択式ということは、どちらを選ぶのか決められる予定なんですか。

○徳山みやざき文化振興課長 どちらを選ぶかは事業者の御判断です。基本的には自分のところのやり方でやりますけれども、国が示しておりますマニュアルがございまして、そちらに従って確認するという形にはなります。

○外山委員 これは県が決めたことではないので言わなくてもいいんだけど、何で国はああいう不幸な事故が起きて、すぐにそういう——見れば済むことじゃないですか。

こんなものにすぐに金をかけて安全装置とか、ちょっと方向性がおかしいよね。必要なものかも知れないけれども、本来ならば、担当者は徹底してそのぐらいのことはきちっと確認しなさいと強烈に推し進めていくべきなのに、こんなものでごまかすみたいな、なんかおかしいと思います。こんなことに頼ると、また担当者が油断するだけじゃないですか。

○徳山みやざき文化振興課長 委員の御指摘のとおりだと思います。こういう装置をつけたからといって事故が起これないとは過信することは非常に危険なことです。まずは、ヒューマンエラーが生じないことが大切で、所在確認をしっかり徹底するというのが、第一に来ると思います。

その上で、こういったものを補助的に活用することで、確認を忘れないようにするというのが本来の目的であると思いますので、事業者がそういった確認を徹底するのは必要だと考えております。

○中野委員 皆さんの中で、ほかの県職員でもいいんですが、この安全装置の現物を確認された方はいるのでしょうか。また、この安全装置

はいつまでに設置するのか。

それと、設置されたこの安全装置を運転手が後ろに行って押せばいいという話でしたが、事故を起こしたスクールバス、園のバスはほとんどが運転手がおって、もう一人必ず園の関係者が乗っていましたよね。その後、そういう体制はどうなっているのですか。

○徳山みやざき文化振興課長 まず、安全装置の確認でございますけれども、まだ製品化されていないということもありまして確認はしていないところでございます。

民間では一部製品化されているものもあるとは聞いておりますけれども、国の作った基準に準拠しているかどうかというのは、まだこちらでは確認していないところです。

次に、設置期間につきましては、今年度までと考えております。令和5年4月から幼稚園などにつきましては、設置が義務化されると伺っておりますので、3月までに設置していただこうと考えております。

最後に、安全確認の体制ですけれども、乗車時に点呼等によりまして児童生徒の所在確認をするということで義務化される予定でございます。基本的には乗務員と添乗員という形で、添乗員を乗せるのが望ましいとはされております。

○中野委員 添乗員が乗っても、運転者は必ず後ろに行って、そのボタンを押すということになるんですかね。

○徳山みやざき文化振興課長 御指摘のとおりでございます。

○中野委員 そうすると、運転士はどうせ後ろに行くんだったら、やがて添乗員は不要ということにならないんですかね。園児の乗り降りとか、そういうことでは必要だと思うんですが、安全確認としては不要だということになって、

自然に機械だけに頼ることになって、またそのことが原因でついつい後ろに行かなかったとか。

必ず後ろに行って押すというマニュアルができると思うんですが、それは徹底的に指導していかないと元の本阿弥になって、今まで以上に監視ができなくなる可能性もあります。機械だけに頼らずに、手続として必要だということで、今までどおりの対応をお願いするように指導されるんですか。

○徳山みやざき文化振興課長 中野委員の御指摘のとおりだと思います。機械があることによって安心して、そこで心に油断が生じて、ヒューマンエラーといいますか、機械に頼ってしまうということが一番怖いことだと考えております。そうならないように所在確認をしっかりと、人数確認、点呼といったマニュアルをしっかりと作り——国のほうで今安全マニュアルをつくっているところですので——それを守らせるという指導をしていくことが重要だと考えております。

○中野委員 この前、我々議会では防災訓練をしましたけれども、安心することが一番重大事故につながるんだというのが前提にあるからいろんな防災訓練をするんです。

これもそういう安全性を高めることへの安心感が、一つの危機というか危険でもあるんですよ。そうならないように指導してほしいと思います。

○徳山みやざき文化振興課長 中野委員がおっしゃられるように、非常に重要だと思いますので指導していきたいと思います。

○日高副委員長 今、中野委員の言われているのとちょっと関連で、もう一回最初に戻ります。

国富町は平成21年に3つの小学校を1つに合併し、そのときにスクールバスを5台入れたん

です。そのときにバスの乗降者のマニュアルをつくって、1つずつ配りました。

結局、バス停じゃないけれども、ここで乗りますという地点があります。どこで何年生の誰が何人乗るといのは、必ず運転手にチェックしなさい、そして、学校に着いて降りるときに名前を聞いて人数をチェックして降ろしなさいということは、マニュアルの中に入れていたんです。ただそれが今実行できているかどうかは分かりません。

新聞の報道とかいろんな報道を聞いていると、その子供が乗ったかどうかも分からなかったというのもありましたけれども、結局そのチェックをさせるのは交通安全だけの問題じゃなくて、例えば子供がそのバス停まで行って乗らなかった場合、もしかしてここに来るまでに誘拐されるとか、そういう心配があったから、必ずそこで乗る子はチェックしなさいということをしてこれは口を酸っぱくして学校に運転手を指導するように、そういう形をとっていたわけです。話を聞いていると、そういうのがほとんどできていない。

ここは保育所の話だったから、それは子供に聞いても名前を言えない子供も多いかもしれませんけれども、小中学校になると、ちゃんと自分で自己表現ができるわけで、そういった指導は学校側としてはスクールバスに対して、今マニュアルの話が出ましたけれども、今やっていないということです。

例えばそこで何人乗る、このバス停で何人乗るとか、当然降りるときもです。そういうのは義務化していないんですか。

○徳山みやざき文化振興課長 現在の状況ということで、私立学校が確認しているかどうかというのは、今こちらで正確な情報がございませ

るので、また確認しまして、そのあたりをしつかりと指導していきたいと思います。

○日高副委員長 交通安全もそうですけれども、さっきも言ったように、ここに来るまでにいなくなる子供がいるんじゃないかという心配をするわけです。そういうのがあったから必ず人数を確認しなさいということをして学校に言っていました。でも、このニュースについて、ネットとかでいろいろな話を聞くと、恐らくそういうのはやっていないなという気がするんです。

田舎に行くほど心配なんです。みんなが通るような場所ばかりではないから、山道の中を来る子もいるわけで、本当にその子が家を出てバスに乗ったかどうか。人数が合わなかったらその場で学校に確認する。でないと、家を出たけれどもバスに乗らなかったということになったりしたら大変な話になるじゃないですか。その何分かの間に連れ去りとかそういうことになったらもう取り返しがつかない。

さっき国の話もありましたが、もう本当に国自体がしっかりと考えてやらないと、バスの中にいるから、いないからという話じゃないと思うんです。乗ったかどうか分からない、降りたかどうか分からない、そういうことではやっぱりおかしいと思うんです。多分親はみんなそう思ったはずですよ。

○徳山みやざき文化振興課長 御指摘のとおりだと思います。

今、国では、登園や登校管理システムというのを考えておりまして、保護者からの連絡を容易にしまして、その保護者からの欠席という情報を学校で職員が確認、共有するということがあったりとか、保護者との関係で確認すべきことについてシステムを考えておられるということです。また、そのシステムに頼りきっては

いけないとは思いますが、しっかりと現場での確認は必要だと考えております。

○日高副委員長 事故ということにこだわらず、安否確認というもっと大きな観点から、もう一度よく考える時期かなと思います。

○太田委員 2つほど質問があるんですが、導入台数が10台ほどということで説明されましたけれども、この資料の中に10台とは書いていないから、10台ほど見込んでいるということなのかなと思います。

例えば、私立の小学校、中学校に全体で12台ぐらいバスがあり、そのうちの10台ぐらいが手を挙げたとかいうことになるのか、まだ整備されないバスが残っているのか、その辺はどうですか。

○徳山みやざき文化振興課長 これは小中学校の全部のバスを対象と考えているということではありません。私どもで想定しておりますのは、小学校でバスを運行しているところであり、それが10台ということです。

○太田委員 ということは、この10台に導入すれば、小学校では100%導入されたと思っていいですか。

○徳山みやざき文化振興課長 事業者が最終的には判断するところですが、10台全部で導入されれば、小学校は全て導入されたことになります。

○太田委員 分かりました。

私は、人間の目で確認するのが基本だと思います。ただし、うっかりというのかもしれないから、こういうのできちっと確認するというか、ブザーが外で鳴るといった装備をつけるわけですね。この事件が起こったのは、保育所の低年齢の3～4歳ぐらいだったから、こういう装備をつけるということになったわけで

すね。

私は小学生、中学生となると自分で開けたり、クラクションを鳴らしたりする力はあるんじゃないかと思うと、中学校はそんなに需要はないかな。もちろん安全のために絶対したほうがいいと思うんですが、小学生でもこういうものを付けておかないとうっかりという事態が起こるんですかね。クラクションを鳴らすぐらいは小学生はできるかなという気がしたところです。

例えば、子供の中には知的障害の子もいるかもしれないとか、そんな想定の中できちっと万全を期してやっているということなのか、その辺の関係では何か判断される場所はあるんですか。

○徳山みやざき文化振興課長 小学生でも低学年の児童において、そういった意思表示といいますか、いろんな行動ができない場合もあるということで、今回想定しているところでございます。

○太田委員 そういうことなんだろうなと思って、了解しました。

要望ですが、いろんなマニュアルがあるかと思いますが、小学生、中学生であれば、もし取り残されたならクラクションを鳴らす、そして鍵も自分で開けて出るぐらいの訓練もしてもらおうと、またさらに安全という気がします。そういう訓練も小中学生になればできるかなと思いますので、その辺の指導もしてもらいたいと思います。

○日高委員長 普通の保育園は、これは補助対象にはならないんですか。

○徳山みやざき文化振興課長 普通の保育園は福祉保健部のほうで対象としております。

○日高委員長 分かりました。

ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時33分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、部長の概要説明を求めます。

○渡辺総務部長 本日、御審議いただきます議案につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料の3ページでございます。

追加で提案させていただきました議案第31号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」についてであります。

今回の補正は、国の令和4年度補正予算(第2号)に係るもの、年明け以降の観光需要喚起策に係るもの及び高病原性鳥インフルエンザ対策に係る経費といたしまして、一般会計で38億5,607万7,000円を措置することとしております。この結果、一般会計の予算規模は7,575億4,407万4,000円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源といたしましては、国庫支出金が32億2,424万7,000円、繰入金が6億3,183万円となっております。

次に、一般会計歳出の款別一覧であります。

左から3列目の今回補正額の列を御覧ください。

1つ目の民生費及び一番下の教育費につきましては、幼稚園や障害児通所支援事業所等に対して、送迎用バスへの安全装置の導入に要する費用を補助するための経費等を計上しておりま

す。

2つ目の衛生費については、市町村に対して妊産婦や子育て家庭を対象とした出産・子育て応援ギフトによる経済的支援と、妊娠期から出産・子育てまでの相談支援の一体的な実施に要する費用を補助するための経費を計上しております。

次の農林水産業費は、高病原性鳥インフルエンザ対策に係る経費でありまして、先日、本県において1例目がこれまでで最も早く発生したことや、全国的にも多発していることを踏まえて計上するものです。

次の商工費は、年明け以降の観光需要喚起策に係る経費でありまして、その実施に伴う宿泊などの割引支援及びクーポン付与に要する費用の財源となる国庫補助金が追加で配分されることを受けて計上するものです。

予算の概要については、以上であります。

○日高委員長 次に、議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、施行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○高妻財政課長 常任委員会資料の4ページを御覧ください。

今回の補正予算の歳入について、一般会計歳入一覧で御説明いたします。

まず、(1)総括です。

表の左から3列目、太枠内の今回補正額の欄を御覧ください。自主財源の区分では上から7番目になりますが、繰入金6億3,100万円余、中ほど少し下の依存財源の区分では下から2番目の国庫支出金が32億2,400万円余の増額であります。

これらの補正による歳入合計は、38億5,600万円余でありまして、補正後の予算規模はその隣

ですが、7,575億4,407万4,000円です。

続きまして、5ページを御覧ください。

(2) 歳入科目別概要です。

まず、繰入金です。これは、高病原性鳥インフルエンザ対策に係る県費負担分などを財政調整積立金から繰り入れるものです。

次に、国庫支出金です。国庫支出金には説明欄にありますように、国庫負担金と国庫補助金の2つがございます。

まず、国庫負担金ですが、高病原性鳥インフルエンザ対策に伴う農林水産業費国庫負担金を受け入れます。

次に、国庫補助金です。

1つ目の民生費国庫補助金は、障害児通所支援事業所等における送迎用バスへの安全装置の導入を支援するための財源として、障がい児福祉費などを受け入れます。

2つ目の衛生費国庫補助金は、市町村における出産・子育て応援ギフトによります経済的支援と、妊娠期から出産・子育てまでの相談支援の一体的な実施を支援するための財源として保健事業費を受け入れます。

3つ目の商工費国庫補助金は、年明け以降の観光需要喚起策の財源として、地域観光事業支援費を受け入れます。

最後に、教育費国庫補助金は、幼稚園や私立を含む小中学校等における送迎用バスへの安全装置の導入を支援するための財源として、教育支援体制整備事業費交付金などを受け入れます。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○太田委員 この2～3年、かなり補正しながら県の予算自体も7,000億円を超えました。私が20年前議員になったときには6,100億円程度だったかなと思って、それからまた下がりなが

ら、そして急激に上がってきています。

今日でも32億円の国庫補助が宮崎県に交付されるということであれば、宮崎県にとっては国のお金が県内に落ちるといことですから、景気回復というか景気循環という点から見たらいいことだなという気がするわけです。

そして、7,000億円を超える県の予算を宮崎県内に落とすということで、そういう期待もしたいんですけども、県内の景気回復の度合いはどのように解釈されますか。

○高妻財政課長 現状において、県内の景気は持ち直しの傾向になっていると認識しております。

ただ一方で、やはり物価でありますとか資源高、こういったものが生活を圧迫し始めているという側面はあろうかと思っています。

○太田委員 国家の財政の健全化というところも言われた中で、やむを得ずこういう形をとっていくわけですが、この前も言われましたが、景気回復によってまた税収が上がれば、それはそれで国家に入るからいいんではないかということも期待したいと思うんです。

総務部で言えば、国家予算を使い、財政の扱いの問題でしょうから、いい意味でお金が使われて県内の景気が回復するといいいかなと思っています。有効な使い方について頑張っていたきたいと思います。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後2時12分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時13分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

議案第31号について、議案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第31号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告につきまして、特に御要望はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時13分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を閉会いたします。

午後2時14分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 日 高 博 之